



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:大形

## 公的年金(国民年金、厚生年金)の

平成29年8月1日改正

## 受給資格期間短縮について

これまで、年金制度の課題であった無年金者の問題を解消すべく、本改正において「年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)」が、25年から10年に変更されることとなりました。今回のあおぞらレターでは、この受給資格期間短縮について詳しくお伝えします。



### ● 目的

#### 年金支給対象拡充

- 「25年」という受給資格期間を満たすことができず、年金の支払い対象者にならなかった方にも、納付した保険料を年金としての支払いにつなげるため、社会保障、税一体改革として今回改正されることとなりました。

### ● 受給資格期間とは = ①+②+③

25年 → 10年



①保険料を納付した期間

②保険料の納付を免除された期間(学生納付特例、保険料全額免除等)

③合算対象期間

- 現在の年金制度になる前、年金制度が強制ではなかった時代に加入しなかった期間。
  - 例えば20歳から35歳まで海外居住で日本の年金制度に加入しなかった(できなかった)期間等。
- その他、合算対象期間の詳細は下記をご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/kyotsu/jukyu-yoken/20140421-05.html>

※③は年金額には反映されません。

### ● 本改正により受給権が発生する人

#### 保険料納付済等期間が、「25年未満10年以上の方」

- 既に65歳以上の方で年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年以上の方
- 保険料納付済等期間が10年以上の方が65歳以上(加入する年金制度や性別により異なる)になった場合。

### ● 本改正により受給権が発生した方のスケジュール、手続き

#### 最短で平成29年10月から受給開始

- 平成29年2月~7月に、年金事務所より通知(書類)が届きます。
- 必要書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターにて手続きしていただきます。
- 最も早いお支払い(平成29年8月1日に受給権が発生する方)は平成29年10月(9月分)です。

※請求のお手続きが遅れても受給権が発生した時点にさかのぼって支給されます。

これまでは、高齢者で今後保険料を納付しても保険料納付期間が25年を満たすことが難しい方等、年金の受給をあきらめていた方も「10年」への期間短縮により、働き方が変わってくる可能性もあります。(例:週2日勤務/厚生年金非該当 → 週5日勤務/厚生年金被保険者)

採用や就業条件相談の際には、保険料納付10年で年金の受給可能等の説明が求められる場合が考えられますので、人事担当者はこの改正があったことを知っておきましょう。

★支給要件や年金額に関する詳細は日本年金機構のHPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143356.html>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277

